理事会規則

第１章 総 則

（目 的）

第１条 この規則は、一般社団法人 SINKa（以下「この法人」という。）の定款第 31 条に基づき、この法人の理事会に関する事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

（構成及び出席）

第２条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

２ 理事は、やむを得ない事由がある場合を除き、理事会に出席しなければならない。

３ 監事は、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

４ 各理事について、当該理事及びその配偶者又は３親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の３分の１を超えてはならない。

５ 他の同一団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の３分の１を超えてはならない。

第２章 理事会の招集

（理事会の開催）

第３条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の 2 種とする。

２ 通常理事会は、毎事業年度に　１回以上、開催する。

３ 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき

(2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 監事から、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第 197 条において準用する同法第 100 条に規定する場合において、必要があると認めて代表理事に招集の請求があったとき

（招集）

第４条 理事会は代表理事（代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは各理事）が招集する。

２ 代表理事は、前条第 3 項第 2 号又は第 3 号の請求があった場合は、その請求があった日から 5 日以内に、請求の日から 2 週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

（招集の通知）

第５条 理事会を招集するときは、開催日の 7 日前までに、各理事及び各監事に対して、会議の日時、場所、目的である事項を通知しなければならない。

（招集手続の省略）

第６条 前条の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の書面又は電磁的記録による同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

第３章 理事会の議事

（議長）

第７条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは出席した理事の中から議長を互選する。また、代表理事が特別の利害関係を有する決議に関しても同様とする。

（理事会の運営）

第８条 理事会は、在任する理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

２理事は、理事会の目的である事項に係る議案の内容に関し、自らが特別な利害関係を有するおそれがあると認める場合には、当該議案の審議に先立ち、議長に申し出なければならない。

３ 議長は、前項の申出を受け、又は、自らの判断により、理事会の目的である事項に係る議案の内容に関し、特定の理事が特別の利害関係を有すると認めるときは、当該理事を当該議案の審議及び決議から除くものとする。

（決 議）

第９条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（決議の省略）

第１０条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき当該事項について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときは、この限りではない。

２ 理事は、前項に定める提案の内容に関し、自らが特別な利害関係を有するおそれがあると認める場合には、その旨及びその理由を代表理事（代表理事において自らが特別な利害関係を有するおそれがあると認める場合には、他の理事）に申し出るものとする。

（報告の省略）

第１１条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

（関係者の出席）

第１２条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を得て、その意見を求めることができる。

（議事録）

第１３条 理事会の議事については、法令及びこの法人の定款で定めるところにより、議事録を作成する。

２ 議事録には、別表に掲げる場合の区分に応じ、当該別表に定める事項を記載し、出席した代表理事及び理事は、当該議事録に記名押印又は法令に従い電子署名するものとする。

第４章 理事会の権限

（権 限）

第１４ 理事会は、この法人の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督するとともに、代表理事の選定若しくは解職その他法令又はこの法人の定款で定める職務を行う。

（決議事項）

第１５条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 法令に定める事項

イ この法人の業務執行の決定

ロ 代表理事の選任及び解任

ハ 総会の日時及び場所並びに総会の目的である事項の決定

ニ 重要な財産の処分及び譲受け

ホ 多額の借財

ヘ 事業計画書、収支予算書等の承認

ト 貸借対照表、損益計算書等の承認

チ その他法令に定める事項

(2)その他重要な業務執行に関する事項

イ 重要な事業その他の契約の締結、解除及び変更

ロ 重要な事業その他にかかる争訟の処理

ハ その他この法人の規程に定める事項

二 その他理事会が必要と認める事項

第５章 雑 則

（改 廃）

第１６条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規則は、 令和２年 ７ 月 23 日から施行する。（令和２ 年 ７ 月 23 日理事会決議）

別表

議事録記載事項

Ⅰ 第５条の規定により理事会が開催された場合

１ 理事会が開催された日時及び場所

２ 理事会の議事の経過の要領及びその結果

３ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名

４ 出席した理事及び監事の氏名

５ 議長の氏名

Ⅱ 第１０条の規定により理事会の決議があったものとみなされた場合

１ 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

２ 前記 １ の事項を提案した理事の氏名

３ 理事会の決議があったものとみなされた日

Ⅲ 第１１条の規定により理事会への報告があったものとみなされた場合

１ 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容

２ 理事会への報告を要しないものとされた日

以上